パブリックコメントの結果

No.	意見の概要	市の考え
1	全国の地方公共団体関係部局には、都道府県庁及び市区町村で自衛 隊 O B が 601 名(令和 4 年 3 月 31 日現在)活躍している。 八王子市においても、防災関係に知見を持った自衛隊 OB の採用の 検討をお願いしたい。	退職自衛官採用の検討も含め、災害対応力を高める体制づくりを 進めていきます。
2	パブリックコメントで配布しているPDFデータを見たが、内容の 文字組みや様式・文体が非常に読みづらく、要点もわかりづらいため、 意見を出すには難しすぎると感じた。 また、意見を言うにあたっても、この意見書の出しにくさ、アクセ スの困難さがあり、全体的に「やってみただけの施策」という印象が ある。 次回以降、もし同様の施策をするようであったら、もう少し配布物 の内容を整理して、幅広い市民がアクセス・レスポンスしやすい仕組 みへ改善してもらいたい。	今後、地域防災計画の修正及びパブリックコメントの実施を行う際には、市民の皆様がより分かりやすく意見ができるよう努めていきます。
3	大塚地域は範囲が広く、大栗川を挟んで両側に住宅街がある。 豪雨時の屋内避難所は由木東小学校と由木東市民センターで、川から見て同じ側であり、橋を渡る必要がある反対側(通称:陽光台、ひなたヶ丘、大塚団地)には避難所がない。 近隣にある帝京大学小学校を、市を越えての避難場所として確保を要望する。もし、無理であればこちら側に避難所の増設をお願いしたい。 広域避難場所としては中央大学が指定されているが屋外のみである。屋内避難所をこちら側に確保してもらいたい。	現在、屋内避難所(指定緊急避難場所)の増設は予定しておりません。 台風や集中豪雨によって屋内で安全を確保できない場合には自宅から立退き避難をする必要がありますが、市が開設する指定緊急避難場所以外にも親戚や知人宅も難を避ける場所(避難場所)としてご検討ください。 また、災害が発生してからではなく、まだ災害が発生していない段階で早めの避難を心掛けるようお願いいたします。

No.	意見の概要	市の考え
	「第2編第1章第21節 住家・市施設への再生可能エネルギー設備	
	の整備促進を図る」(主に43、49ページ)について、今年1月1日に	
	発生した能登地震で、風力発電では羽が折れ曲がったり、折れて落下。	
	太陽光発電は19か所で破損、崩落が起きた。	
	地震直後に経産省が光が当たれば発電を続け、感電や発火の危険性	
	があるので決して近づかないよう注意喚起しており、救助活動の遅れ	太陽光発電等の再生可能エネルギーについては、八王子市基本構
	にも繋がる。	想・基本計画となる「八王子未来デザイン 2040」においても普及促
	火事になったときの消火が難しいことや、台風で破損したパネルが	進を施策として定めており、停電時の対策としても有効な手段であ
4	飛散したり、有害物質が漏れだすなどの二次災害や、復旧作業が困難	ることから計画には掲載します。
	になることは誰でも想像ができる。	一方で、ご指摘いただいた災害時の危険性については市民への注
	国や都が再工ネを促進しているとはいえ、実際に被害にあうのは地	意喚起も必要であることから、地域防災計画に追記するとともに、
	方自治体の住民であり、住民に一番近い存在の市が現実的に思考して	市ホームページ等で市民への注意喚起を行っていきます。
	くれることを望む。	
	しかも太陽光パネルは廃棄するにも有害物質のため管理型最終処	
	分場で埋めるしかないが、処分場は足りるのか。	
	全くエコでないのが再エネだ。大災害を予防する計画なら、再エネ	
	促進ははずすべきと考える。	
	「第2編 第1章 災害に強い都市づくり」の13ページについて	
	上記(No.4)の意見も踏まえ、すでに設置されている設備もあるた	 太陽光発電システムの災害時の危険性について、消防団や市民等
5	め、(2)消防団体制の充実強化、(5)地域防災力の向上 においては、	への周知を進めていきます。
	再エネ災害の場合の対応(感電防止の服装等の配備も含め)の周知が	ハの向州を進めていてより。
	必要と考える。	
6	大和田一丁目町会の一部は、浅川の影響により水害を被る可能性が	令和元年台風第 19 号 (東日本台風) の際には、避難場所開設につ
	ある。	いて市民周知を行ったほか、自主防災団体連絡協議会の役員への伝

No.	意見の概要	市の考え
	当町会には地域内の水路排水の水門が二か所設置「市管理」されて	達を行いましたが、町会への伝達は行っておりませんでした。
	おり、浅川の水位の状況により開閉されると思われる。	今後、町会・自治会等への伝達方法等の検討を行い、更なる周知
	水門が閉められると町内の水路の水が溢れ、内水氾濫を生じる恐れ	徹底に努めていきます。
	があるため、水門を閉める情報を周辺住民への的確な周知徹底が必	
	要。	なお、水門を閉める場合、地域防災計画第4編-16ページ(第2章
	地域防災計画の第4編-16ページ(第2章第1節情報連絡活動)の	第1節情報連絡活動)の浅川洪水予報伝達系統図とは別の流れで住
	「浅川洪水予報伝達系統図」では市生活安全部防災課から町会に伝達	民への情報伝達を行うことになりますが、令和元年台風第 19 号の
	されることになっているが、令和元年台風第 19 号(東日本台風)の	際には、大和田町付近では水門を閉める状況はありませんでした。
	際は的確な伝達がされていなかった。	
	災害発生の際は、地域の自主防災組織、町会、関係住民等への周知	
	徹底をお願いしたい。	
	小さな消防車、救急車の配備を要望する。(バイクでも良い)	 消防車や救急車の配備につきましては、市民からの要望として消
7	道が狭い場所等でも、出来るだけ早くに現場に到着し、専門知識を	防署に情報提供させていただきます。
	持った方に指導してもらい協力できればと思い要望するものである。	別省に情報を保させていたださあり。
	家には以前使用していた井戸があるが、現在は水道があるため使用	
	していない。	 井戸を所有している複数の事業者などと「災害時における井戸水
8	その井戸を防災井戸として活用できるなら協力したい。	の供給協力に関する協定」を締結して震災対策用井戸として活用す
	防災井戸として登録する場合に、井戸を再使用できるようにするた	の疾病励力に関する励定」を帰れてて展炎対象用弁戸として治所す。 る取組みはありますが、井戸の設置や再生にかかる費用の助成を行
	めの助成金を要望する。	・っていく予定はありません。
9	被災後の資源確保のうち水の確保が最重要である。	2 C A . V 1. VEIRON . J & G 100
<i>y</i>	当自治会では井戸の掘削を検討しているが、市の支援はあるのか。	
	自主防災活動を活発にするためには町会の加入率向上が必要であ	自主防災組織は地域における防災活動の中核を担う存在です。
10	る。	引き続き救出・救助等や防災活動のための資器材助成の充実を図
	市では町会活動活性化のため「向こう3軒両隣り」を推進している	るとともに、研修会等を通じて自主防災組織の結成促進及び活性化

No.	意見の概要	市の考え
	と思うが、その結果は年々加入率が減少していると思われる。	に努めていきます。
	町会を結成しないで自主防災組織を結成することも可能と思うが、	
	地域防災計画に自主防災組織を増やすための記載を要望する。	※第2編第3章第2節第1項「地域住民による自主防災体制の強
	そして、自主防災組織の活性化についても補助金等を増やして活動	化」に掲載
	できる枠組みを要望する。	
	交通事故防止と防災予防は予算額に比例して成果が現れると思う。	
	ハザードマップについて、過去災害(災害は繰り返すので100年	ハザードマップには避難所も表記し、八王子市総合ガイドブック
11	前まで)、断層、避難所等の記入や、市民への周知、H/P化、スマホア	に掲載するとともに市ホームページ等で市民への周知を行っていま
''	別よで)、断層、避難が等の記入で、中氏への周知、h/P 化、スマネデープリで簡単に見れるようにするなどでブラッシュアップを要望する。	す。今後も、本市の災害リスクや避難所の情報などを、市民の皆様
	フラで簡単に兄れるようにするなどでフラッフュアップを安全する。	へより分かりやすく周知できるよう努めていきます。
	老人、子供、ペットの避難の手伝いを地域の人ができるような仕組	各種訓練や研修を行い、市民の防災行動力や自主救出活動能力の
		向上を図っていくことで、地域ボランティア活動の強化につなげて
12	み作りや、ボランティアで作る消防団の下部組織の設定とその活動の	いきます。
12	が作りや、ホラフティアで作る消防団の下部組織の設定とその活動の 推進により、地域ボランティア活動の強化を要望する。	
		※第2編第3章第2節第6項「(1)市民の防災行動力の向上」、第7
		項「(2) 市民の自主救出活動能力の向上」に掲載
		災害時は、施設や道路等の被災状況により安全に避難できる場所
13	市民個人個人へ避難場所の指定を要望する。	が変ることが想定されるため、個人への避難場所の指定は行ってい
		ません。
	第2編第1章第9節第1項の「公共施設等における落下物危険の防	本計画は市を中心として、東京都や防災関係機関、公共的団体等
	止」に掲載している「市は、大規模小売店舗、文化的施設等の不特定	それぞれの役割を定めた計画であり、鉄道事業者もこれらに含まれ
14	多数の人が集まる公共公益施設等の管理者に対し」が公共施設等の定	ています。
	義と読むことができるが、駅が含まれなくて良いのか。	鉄道駅の震災予防対策については、各鉄道事業者の役割として「第
	例えば、バリアフリー新法は公共性がある場所を対象とした法律で	2 編第 1 章第 15 節 鉄道施設等の対策」に鉄道施設の耐震性の強化

No.	意見の概要	市の考え
	あり、駅や駅の周辺も対象としている。また、バリアフリー新法は直	として、定期的な検査により耐震性などのチェックを行い、防災強
	接、落下物危険の防止については定義されていないが、交通弱者が安	度が低下しているものは、補強・取り換え等の事業を推進すること
	全に移動してもらうための法律で、移動通路の確保が求められてお	としています。
	り、落下物による二次被害もカバーされていると考える。バリアフリ	本市からも各鉄道事業者へは機会をとらえ、駅施設の安全化につ
	一新法に対応する部署が存在しない遅れている八王子市。対応部署を	いて働きかけていきます。
	決め対応するだけで良いのではないか。自治体として対応しなければ	なお、バリアフリーについては、各部署がハード・ソフト両面か
	いけないことが当たり前にできてないだけのことがこの節に現れて	ら高い意識をもって事業を推進しています。
	いるのではないか。	
	第2編第1章第15節第1項に「鉄道会社の震災予防対策」を掲載	
	しているが、八王子市内で鉄道を運営する会社が駅で消防法違反をし	
	ていることは、八王子市は認識していると理解している。消防法違反	
	は営業停止になる重い違反である。	
	駅の改札内は消防法の適応外で改札の外のみ適応される。この章で	ご指摘いただいた鉄道事業者の駅運営に関わる内容については、
	は改札内のことしか書かれていないが、改札外の震災予防対策につい	地域防災計画で定める問題ではないため記載しません。
	ても定義する必要がある。重い罰則がある消防法違反をしても問題な	
15	いと思わせないため、多くの人が使う駅では消防法違反の状態をなく	八王子市の広報紙(はちおうじ広報)の配架棚について、木製の
13	すべきである。	四角い棚に変更しているところもありますが、ご指摘のとおり台座
	上記(No.14)で移動通路の確保がバリアフリー新法で定義されてい	部分が円形のものもあります。地震等で倒れた場合に転がる可能性
	ると書いたが、落下物ではなく物を置き避難障害を発生させている	のある形状をしているため、今後、更新していく際には形状の見直
	駅。駅も公共施設等に含まれる。それに無関心であることに恐怖を感	しを検討していきます。
	じる。	
	また、駅に置かれている八王子広報を置く棚。足が円形でできてお	
	り地震等で倒れ転がった場合に二次災害が発生する可能性がある。同	
	様な東京都広報を置く棚は、円形ではなく倒れても転がる可能性が低	

No.	意見の概要	市の考え
	い形状になっている。そこにも八王子市の意識の低さを感じる。これ	
	は上記(No.14)の落下物危険の防止にも関係する。八王子市の職員が	
	指摘しなくてはいけない事象に気が付くことなく放置されるなど、当	
	たり前のことができていない怖さがある。	
	第 2 編第 1 章第 15 節第 2 項の京王電鉄の風水害予防対策につい	
	て、風速計の値により電車の運行を取りやめ、安全を確保しているこ	
	とは認識している。しかし、運行を取りやめたことで帰宅困難者が発	 本計画は公共的団体などの処理分担すべき事務、業務又は任務を
	生することも事実である。例えば、京王相模原線で多摩川に設置され	明示したものであり、鉄道事業者が計画している対策等を記載する
16	ている風速計が基準値を超えると運行取りやめになる。現在、多摩川	切がしたものであり、 <u>飲造事業</u> 有が計画している対象寺を記載する ものではありません。
10	を渡ることができないために運行取りやめになるのは、調布、若葉台	- じめてはめりなどが。 - ご指摘の内容につきましては、市民からの意見として京王電鉄株
	間である。これを調布、稲田堤間に短縮できると南武線による迂回が	式会社に情報提供させていただきます。
	可能になる。風速計の設置で安全はより確保されるかもしれないが別	以公性に情報提供と とくいたださる 9°。
	の問題が発生する。その問題を発生させないための対策も記述しては	
	じめての対策になる。	
	第2編第2章第5節第4項の「医薬品・医療資器材等の調達体制の	ドローンの活用については、孤立地域への医薬品等物資の搬送に
	整備」について、実際に被災地に行くと医薬品の不足が発生しており、	限らず、災害情報収集や情報発信等の多様な用途が見込まれるため、
	その体制を整備することが重要であると理解している。しかし、現場	市全体で技術者(職員)の育成を行い、災害対応力の向上に努めて
	での医薬品の不足の原因は、日本における医薬品の不足ではなく、医	いきます。
17	薬品を現場に届けることができないのが問題である。これは災害時に	なお、医薬品・医療資器材等の調達体制の整備については、健康
17	物流が制限される物流問題である。八王子市が調達した医薬品をどの	医療部が担うこととしています。
	ように八王子市内まで届けるか、八王子市内にある医薬品をどのよう	
	に現場に届けるか。道路が寸断されている状態であるとドローンをど	※第2編第3章第1節第2項「(3) ドローン、AI 活用人材の育成」、
	のように活用できるかが重要になる。調達した医薬品をどのように届	第3編第7章第4節第2項「医薬品、衛生材料及び資器材の調整」、
	けるか、担当部署も含めて定義する必要がある。	第7節第3項「ドローンの活用」に掲載

No.	意見の概要	市の考え
18	それぞれの計画にはどの部門がどのようにすべきかが示されているが、その体制は既にできているのか。また、それらの課題や進捗状況が読み取れない。 未達成の課題に対する進捗管理はどのようにしているのか。	第3編から付編については発災時の応急対策等について記載していますが、それらの応急対策等を行うために各部門が平時から取組んでいる内容等を第2編に記載しています。 この第2編の取組み内容については、地域防災計画の指針となっている「八王子市国土強靭化地域計画」において、施策の進捗率や効果を把握するために定めた重要業績評価指標(KPI)に連動した内容となっています。 その「八王子市国土強靭化地域計画」の重要業績評価指標(KPI)については、毎年度実施する計画の進行管理の中で施策の達成度を定量的に評価し、進捗状況の管理を行うこととしています。
19	第2編第1章第5節の建築物の耐震化や、第2編第1章第13節の 雨水流出抑制対策は目標値等が明確化され、より具体的になってい る。この目標値設定を他の施策に対しても要望する。	第2編災害予防計画に掲載している目標値については、この地域 防災計画の指針となっている「八王子市国土強靭化地域計画」の重 要業績評価指標(KPI)の目標値をベースにしています。 その「八王子市国土強靭化地域計画」の重要業績評価指標(KPI)に定めている目標数値を全て地域防災計画に掲載することにつ いては今後検討していきます。
20	付編-30、55ページによると、警戒宣言が発令された場合、市から市民への伝達は個人宛となっているが、自主防災組織の活動はその個人宛の情報を受けて出動する考えで良いか。	ご質問のとおり、個人への情報を受けて対策等を行っていただく こととなります。
21	コロナ発生後、避難場所での接触度合等について色々な意見がある と聞いている。避難場所の増設等のうえ住民に再度周知徹底を要望す る。	避難場所においては、現在もソーシャルディスタンスや、間仕切り等による感染症対策を進めることとしています。 新型インフルエンザ等の特に警戒が必要な感染症の発生している時に発災した場合には、上記の基本的な感染症対策のほか、感染者専用避難施設を確保する等の取組みを進めていきます。

No.	意見の概要	市の考え
		※第2編第1章第20節第4項「感染症発生期の避難対策」に掲載
22	八王子市には多くの大学があるため、避難収容場所としての検討を 要望する。	市内の大学のうち、8大学については、グランド等のオープンスペースを広域避難場所として指定しています。 屋内施設の避難場所としての活用については、本市の被害想定等を踏まえたうえで必要に応じて検討していきます。
23	災害発生直後から市の救助が動き出すまでの間、地域での活動組織 や方法について指導を要望する。	出前講座や防災訓練に職員の派遣を行っていますので、その際に お声かけいただくか、直接、防災課に御相談ください。
24	2022 年 6 月 9 日の市議会本会議にて、避難所の開設に関して以下のような答弁があったが、生活安全部長の答弁の主旨である「市の職員が参集に時間がかかる場合、施設管理者が予め認めた住民も避難所を開設できる」との文面が地域防災計画(素案)に見当たらない。この答弁の内容を地域防災計画へ記載することについて検討を要望する。 <議員>避難所開設に当たっては、安全確認が重要であることは確かでありますが、市の職員が早急に駆けつけられない場合も想定して対策を考えておくことが必要であり、(中略) (中略)*避難所への参集に時間がかかる場合*についての対応を市はどのように考えているのでしょうか。また、市の職員が参集に時間がかかる場合、*住民の判断で鍵を開けて避難所を開設*することは想定しているのかお伺いします。	避難所開設の運用に関する具体的な内容は記載していませんが、第2編第2章第8節第1項「大規模災害を想定した避難所運営職員等の確保、配備」に「自主防災組織及び町会・自治会等との連携による開設・運営体制を構築する。」と定めています。また、第5項の第1号「自主防災組織等との連携強化」に「指定避難所等の開設、運営については、自主防災組織、町会・自治会等の参加協力が欠かせないことから、市は、こうした地域団体と避難所の開設手順やスペース配置、運営方法、避難所生活のルール等を調整、共有して避難所運営が円滑に行われるよう、避難所ごとに運営協議会の設置をすすめ、訓練実施等を通じて避難所生活の長期化に備えた避難者自身による自主運営の形態が確立できる体制の強化に努める。」と定め、取り組むこととしています。

No.	意見の概要	市の考え
	<生活安全部長>	
	発災時に市の職員が避難所への参集に時間を要する場合の対応で	
	すが、勤務時間外に震度6弱以上の大地震が発生した場合に、避難所	
	周辺に居住する職員が緊急応援職員として参集し施設の安全確認と	
	避難所開設に当たります。	
	また、*住民判断による避難所開設*につきましては、職員または施	
	設管理者による施設の安全確認が完了しない中で避難所を開設する	
	ことは想定していませんが、*避難所運営協議会で施設管理者と調整	
	がなされている場合は協議会の運用の中で安全確認をし避難所が開	
	設されます。	